

(別冊)

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

短期利用認知症対応型共同生活介護・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護

社会福祉法人 慈恵会 さわやかグループホームみのかも
利用料金について

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬(単位数×10円)の告示上の額として設定します。

※『介護保険給付対象となるサービス』には、1割の負担額が記載されています。

※負担割合は、『介護保険負担割合証』又は『介護保険被保険証』に記載のとおりです。

(1) 基本利用料

認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

(介護予防含む)(1日につき)

要介護度	単位数	利用者負担額
要支援2	760	760円
要介護1	764	764円
要介護2	800	800円
要介護3	823	823円
要介護4	840	840円
要介護5	858	858円

認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

(介護予防含む)(1日につき)

要介護度	単位数	利用者負担額
要支援2	748	748円
要介護1	752	752円
要介護2	787	787円
要介護3	811	811円
要介護4	827	827円
要介護5	844	844円

短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

(介護予防含む)(1日につき)

要介護度	単位数	利用者負担額
要支援2	788	788円
要介護1	792	792円
要介護2	828	828円
要介護3	853	853円
要介護4	869	869円
要介護5	886	886円

短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

(介護予防含む)(1日につき)

要介護度	単位数	利用者負担額
要支援2	776	776円
要介護1	780	780円
要介護2	816	816円
要介護3	840	840円
要介護4	857	857円
要介護5	873	873円

(2) その他の加算される料金(表記は1割の負担額)

① 初期加算(短期利用は加算されません。)

入居日から30日間加算されます。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居した場合にも同様に加算されます。 1日につき 30単位(円)

② サービス提供体制強化加算

下記のうち、いずれかの基準を満たしている場合加算されます。ただし、複数の該当がある場合は1項目に限り加算対象となります。

i サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

以下のいずれかに該当する場合。

・介護職員の総数のうち介護福祉士(国家資格)の占める割合が70%以上である場合。

・勤続10年以上の介護福祉士(国家資格)の占める割合が25%以上である場合。

・サービスの質の向上に資する取り組みを実施している場合。

1日につき 22単位(円)

ii サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

・介護職員の総数のうち介護福祉士(国家資格)占める割合が60%以上である場合。

1日につき 18単位(円)

iii サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

以下のいずれかに該当する場合。

・介護職員の総数のうち介護福祉士(国家資格)占める割合が50%以上である場合。

・看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上である場合。

・利用者に直接サービスを提供する職員の少数に占める7年以上勤続職員の占める割合が30%以上である場合。

1日につき 6単位(円)

③ 夜間支援体制加算

下記のうち、いずれかの基準を満たしている場合加算されます。ただし、複数の該当がある場合は1項目に限り加算対象となります。

i 夜間支援体制加算(Ⅰ)

共同生活居住数が1であって、夜勤の介護職員(従事者)及び宿直勤務者の合計が2名以上の場合。 1日につき 50単位(円)

ii 夜間支援体制加算(Ⅱ)

共同生活居住数が2名以上であって、夜勤の介護職員(従事者)及び宿直勤務者の合計人数が共同生活居住の数に1を加えた数以上の場合。 1日につき 25単位(円)

④ 若年性認知症利用者受入加算

40歳以上65歳未満の認知症の診断をされている方であって、受け入れた若年認知症利用者ごとに個別に担当を定めて、特性やニーズに応じた介護サービスを提供している場合。但し、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は加算の算定をしません。

1日につき 120単位(円)

⑤ 入退院支援加算(短期利用は区分支給限度基準額に含まれます。)

入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる時、退院後再び円滑に入居することができる体制を確保している場合。 1月に6日を限度として加算されます。 1日につき 246単位(円)

⑥ 医療連携体制加算(介護予防は加算されません。)

下記のうち、いずれかの基準を満たしている場合加算されます。ただし、複数の該当がある場合は1項目に限り加算対象となります。

i 医療連携体制加算(Ⅰ)

事業所の職員として又は病院、診療所、若しくは訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保し、看護師による24時間連絡体制の確保がある場合。

1日につき 39単位(円)

ii 医療連携体制加算(Ⅱ)

事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置して24時間連絡体制を確保し、かつ、事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみの場合には、病院、診療所、若しくは訪問看護ステーションの看護師による24時間連絡体制の確保がある場合。

1日につき 49単位(円)

iii 医療連携体制加算(Ⅲ)

事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置し、事業所の看護職員又は病院、診療所、若しくは訪問看護ステーションによる24時間連絡体制の確保がある場合。

1日につき59単位(円)

⑦ 認知症専門ケア加算(短期利用は加算されません。)

i 認知症専門ケア加算(Ⅰ)

認知症高齢日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者総数の50%以上を占め、認知症実践リーダー研修修了者を認知症高齢日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、

20名以上の場合には1に当該対象者の数が19を超え10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施し、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技能的指導に係る会議を定期的に開催している場合。 1日につき3単位(円)

ii 認知症専門ケア加算(Ⅱ)

認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施し、介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定している場合。 1日に着き単位(円)

⑧ 科学的介護推進体制加算(短期利用は加算されません。)

利用者ごとの基本的な心身状況を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、必要な情報を活用する場合。 1月につき 40単位(円)

⑨ 口腔・栄養スクリーニング加算(短期利用は加算されません。)

下記のうち、いずれかの基準を満たしている場合6月に1回を限度に加算されます。ただし、複数の該当がある場合は1項目に限り加算対象となります。

i 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)

介護サービス事業所の従業者が利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合。ただし、口腔機能向上加算との併算は不可。

1回につき 20単位(円)

ii 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)

利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合。 1回につき 5単位(円)

⑩ 口腔衛生管理体制加算(短期利用は加算されません。)

歯科医または歯科医の指導を受けている歯科衛生士が、介護職員へ毎月1回以上口腔ケアに関わる技術的助言および指導があり、歯科医または歯科医の指導を受けている歯科衛生士の助言や指導に基づき、口腔ケア計画書を作成している場合。

1月につき30単位(円)

⑪ 栄養管理体制加算(短期利用は加算されません。)

管理栄養士(外部との連携を含む)が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言を行う場合。 1月につき 30単位

⑫ 退去時相談援助加算

1月以上入居して利用者および家族に対して、退居後の居宅サービス等を利用する場合に、生活や機能訓練等、家の改修等の相談援助を行う場合。または、退居から2週間以内に、居住地である市町村および居宅介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して文章で情報提供した場合。 1人1回に限り400単位(円)

⑬ 介護職員処遇改善加算

下記のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算されます。ただし、複数の該当がある場合は1項目に限り加算対象になります。ただし、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)は令和4年3月31日まで算定可能です。

i 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

基本サービス費に各種加算及び減算した単位(円)の1000分の111に相当する単位(円)

ii 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

基本サービス費に各種加算及び減算した単位(円)の1000分の81に相当する単位(円)

iii 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

基本サービス費に各種加算及び減算した単位(円)の1000分の45に相当する単位(円)

iv 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の100分の90に相当する単位(円)

v 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の100分の80に相当する単位(円)

⑭ 介護職員等特定処遇改善加算

下記のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算されます。ただし、

複数の該当がある場合は1項目に限り加算対象になります。

- i 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
基本サービス費に各種加算及び減算した(現行加算を除く)1月当たりの総単位数(円)の1000分の31に相当する単位(円)
- ii 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
基本サービス費に各種加算及び減算した(現行加算を除く)1月当たりの総単位数(円)の1000分の23に相当する単位(円)

⑯ 介護職員等ベースアップ等支援加算

- ⑯のうち、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいづれかを取得している場合加算されます。
また、取得額の3分の2以上は、介護職員等のベースアップに充てるなど賃金改善を行う場合。

介護職員等ベースアップ等支援加算

- 基本サービス費に各種加算及び減算した(現行加算を除く)1月当たりの総単位数(円)の1000分の23に相当する単位(円)

※上記の加算については該当するもののみ費用徴収させていただきます。

※入居者の状態や職員体制により、加算が変更になる場合があります。

(3) その他の減算される料金

- ① 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合。 1日につき基本料金 × 97%
- ② 利用者数が利用定員数を超える場合。 または介護従事者の員数が基準に満たさない場合。
1日につき基本利用料金 × 70%
- ③ 身体拘束廃止未実施減算(短期利用は含まれません。)
1日につき各介護度の基本料金 × 90%
- ④ 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合。 1日につき -50単位(円)

(4) 利用料その他の費用の額

種類	利用料金
食費	一日あたり 1,300円(朝食300円、昼食425円、夕食425円、おやつ150円)
管理費(水道光熱費を含む)	一日あたり 1,700円
日常生活に必要な物品代金	入居者の日常生活用品の購入代金等、入所者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用(おむつ代等)を別途実費をいただきます。
訪問理美容	別途実費をいただきます。業者等の都合により、利用料金が変更になる場合もあります。
施設が別に定める レクリエーション行事等	参加料の費用を徴収するものにつきましては、その都度ご連絡させていただきます。

※医療について…必要があって医療機関による往診や入通院によって発生する
医療費は別途自己負担をしていただくことになります。